

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
1	建設局	公園緑地課	業務委託の執行伺書及び支出負担行為書の記載について	措置済	ご指摘のとおり根拠条文の確認を徹底し、適切な条文を記載する。	R6.5.8
			公園緑地課は、執行伺書、支出負担行為書の概要欄において、契約金額にかかわらず、根拠条文についても適切なものが記載されているか確認の上で承認を行う必要がある。			
2	建設局	公園緑地課	耐圧試験業務委託における試験内容の不備について	措置予定	次回発注予定のR7分仕様書への記載において、水圧による試験の必須と空気圧による試験の負荷を追加するとともに、現地ホース格納箱6箇所内に水圧試験の必須の張り紙を実施する。	R6.5.8
			消防用ホースの法定点検に関して、空気圧による試験は、契約に係る仕様書の要件を満たしていないのみならず、消防法に定める法定点検の点検要領にも沿っていないものであるため、法令及び契約内容に従った点検業務の実施を徹底させる必要がある。			
3	建設局	公園緑地課	地域緑化用配布資材購入費について	措置済	ご指摘のとおり、手続きのフロー作成するとともに適切な事務の徹底を図る。	R6.5.8
			公園緑地課は、市長が地域緑化用資材を配布する意思決定を行った後に、配布する地域緑化用資材の調達についての予算の執行の手続きを開始することを徹底する必要がある。			
4	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金の補助の対象について	措置予定	ご指摘のとおり保存樹管理票の管理内容を修正し（済）、取り扱い要綱作成を検討する。	R6.5.8
			補助の対象である「保存樹の管理に通常要する経費」とはどのような経費であるかについては、取扱い要綱には具体的に示されていないことから、保存樹の管理者に対して提出を求める書類の様式に記載するのみでなく、取扱い要綱の規定に取り込む必要がある。			
5	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金の補助の対象について	措置予定	ご指摘のとおり保存樹管理票の管理内容を修正し（済）、取り扱い要綱作成を検討する。	R6.5.8
			「令和 年度 保存樹管理票」を保存樹の管理者に対して提出を求める根拠は、書面等により明確には認められなかった。当該管理票が、姫路市の保存樹の管理に関する事務上必要であり、かつ、保存樹の管理者に対して提出を求める必要のあるものであるならば、当該管理票の提出についても取扱い要綱に規定しておくとともに、「令和 年度 保存樹管理票」を同要綱において制定しておく必要がある。			

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
6	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金の交付手続について	措置済	保存樹管理票の管理内容を実情に合わせて見直し、管理内容として記載していた「周辺の除草，清掃を適時実施。」の項目を削除した。これにより「補助金等の交付の対象が事務である場合」（姫路市補助金等交付規則10条但書）に該当するため、補助事業着手届及び補助事業完了届の提出は不要である。	R6.5.8
			保存樹管理補助金を交付する保存樹の管理者に対し、交付規則に定める交付手続に従って、補助事業着手届、補助事業完了届及び補助事業実績報告書を提出させる必要がある。			
7	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金の管理業務の確認について 各保存樹の管理状況について、単なる令和4年7月から令和5年2月にかけて現地確認したことを述べた文書以外に、誰が現地確認したのかを明確に記載した一覧表や、個別の確認票などを添付する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、現地確認方法や添付書類の検討を行う。	R6.5.8
8	建設局	公園緑地課	照明設備使用料の徴収について 公園緑地課が主管する都市公園内の運動施設における夜間使用の際の照明使用料については、徴収の根拠となる定めを、条例・規則・要綱等の何らかの規程類により定める必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、料金も含め徴収の根拠について、条例等に定めるよう改正の検討をする。	R6.5.8
9	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について） 備品台帳は、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に作成されたリストであり、車両の品名は記載されていたが、規格の記載がない（空欄）ものがあった。システム上の備品台帳には規格を入力する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、適切な備品管理に努める。	R6.5.8
10	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について） 現物は存在し、備品番号が表示されているが、備品リストには記載されていないものがある。現状を調査し、誤入力であれば登録情報を適正に是正し、基準金額の変更に より、備品から除外されたものは、備品番号の貼付を外すか、又は備品番号を抹消する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、適切な備品管理に努める。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
11	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「所在」の登録） 備品リストの設置場所と異なっている場所に設置されているものがあるが、財務会計システム上の備品台帳の「保管場所」は正しく入力する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、適切な備品管理に努める。	R6.5.8
12	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「品名」「規格」の登録） 一部の備品について、「品名」又は「規格」が明確なものではないため、財務会計システム上の備品台帳の「品名」又は「規格」を明確なものに修正する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、適切な備品管理に努める。	R6.5.8
13	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品として登録されていると誤認させる表示の是正） 中島東倉庫に備え置かれている機械について、廃棄処分がなされているにもかかわらず、備品番号が表示されているため、備品として登録されていると誤認する可能性がある。備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消しておく必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、適切な備品管理に努める。	R6.5.8
14	建設局	公園緑地課	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について 無許可の公園施設の設置あるいは公園の占用、又は無許可の広告掲出が発生しているが、これは都市公園法、姫路市立公園条例等に違反しているので、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり広告を掲出している掲示板等を把握し、他都市の事例等を調査の上、対応を検討する。	R6.5.8
15	建設局	公園緑地課	公園に設置されている金属製倉庫・物置について 市立公園の敷地内に、設置許可を受けていない倉庫や物置が存在していることは、都市公園法、姫路市立公園条例等に違反している状態となるので、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。	措置予定	無許可で設置している物件については、発見しだい改善を指導している。物件を把握し、他都市の事例等を調査の上、対応を検討する。	R6.5.8
16	建設局	公園緑地課	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 船津公園グラウンドの表示板にある「このグラウンドは無断では使用できません。必ず使用許可を受けてください。」という文言は、本来の使用条件に沿った表現（例：このグラウンドを使用するには使用申込が必要です。トラブルの防止のため必ず使用申込書を提出してください、等）に改める必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、表示板の文言を改善する。	R6.5.8
17	建設局	公園緑地課	ふれあいの館における領収書の発行について 船津公園ふれあいの館は、適格請求書の記載事項のすべてを記載した領収書を、施設専用使用料等を納付した人の求めに応じて発行する必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、納付した利用者の求めに応じて対応を行うよう、事務要領を作成した。	R6.5.8

令和5年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
18	建設局	公園緑地課	ふれあいの館における領収書の発行について 公園緑地課は、所管する出先機関である姫路市ふれあいの館に対し、消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）についての各種の情報の連絡、令和5年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書綴りの送付、令和5年10月以降に従来の領収書の様式を引き続いて使用する場合の補正の仕方の連絡等を早急に行う必要がある。	措置済	なお、この点については、包括外部監査人は、令和5年12月末までに公園緑地課から姫路市ふれあいの館に対して必要な措置が行われていることを確認しており、監査報告の時点において瑕疵は治癒していると判断している。	R6.5.8
19	建設局	公園緑地課	備品の管理について（船津公園ふれあいの館） 現在、預かっている機材は、今後の対応方針について速やかに検討を行い、相手方との合意内容を書面により残しておくことが必要である。また、今後同様の事象が生じないよう、市職員側でのルール整備・確認を行うとともに、利用者に対しても私物管理に関するルールの周知を行うことが求められる。	措置予定	ご指摘のとおり今後の方針を検討し、相手方と書面により合意を図る。	R6.5.8
20	建設局	公園緑地課	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について 専用許可申請書において指令番号（専用許可番号）を明確に記載したうえで、専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を行い、申請書の記載内容が許可書に複写されるようにする必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり既申請書は指定番号欄を追記し、今後作成する新規申請書は様式を修正するとともに、施行規則の様式を変更する。	R6.5.8
21	建設局	公園緑地課	地域コミュニティ施設における備品の取り扱いについて 地域コミュニティ施設条例施行規則第8条の定めに従った職員の配置ができないのであれば、現在の実態に合わせて、ふれあい体育館の利用者が備品の使用を終わったときの備品の取り扱いの方法を見直すとともに、施行規則第8条の規定を改定する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、見直しを検討する。	R6.5.8
22	建設局	公園緑地課	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について 姫路市は使用許可番号の使用許可申請書への記入は必ず行う必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、使用許可申請書へ使用許可番号を記入するよう改善する。	R6.5.8
23	建設局	公園緑地課	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について 夢前事務所の職員に公園緑地課長の許可権限の代理をさせる必要が生じるケースもあると考えられるため、これについてのルールを文書化して明確にしておく必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり事務処理について整理し、文書化を検討する。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
24	建設局	公園緑地課	自主事業の許可について 姫路市は、自主事業に対する実施の許可、不許可及び条件等についての意思決定を決裁書により行い、適切な決裁権者による決裁を受ける必要があるとともに、自主事業に関する事業計画に係る指示書により、実施の許可、不許可及び条件等の指示を指定管理者に対して行う必要がある	措置済	新規自主事業について、ご指摘のとおり実施の承認・不承認の意思決定を決裁し、指示書により指示を行った。	R6.9.12
25	総務局	行政経営課	自主事業の許可について いつ、誰が、誰に対して指示したのかを明瞭に表示するため、自主事業に関する事業計画に係る指示書には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を記載する必要がある。	措置済	【様式例】「自主事業に関する事業計画に係る指示書」に指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を追記した。併せて、当該指示書は、基本協定書の一部である業務仕様書に基づき実施されており、基本協定書に付帯するものであって、行政行為には該当しないため、誤解を招く可能性がある「許可」、「不許可」という文言を「承認」、「不承認」という文言に修正した。 上記修正を行った上で、令和6年2月15日付で当該修正内容を指定管理者制度導入施設所管課に通知した。	R6.4.10
26	建設局	公園緑地課	自主事業の許可について いつ、誰が、誰に対して指示したのかを明瞭に表示するため、自主事業に関する事業計画に係る指示書には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を記載する必要がある。	措置済	様式を変更し、ご指摘の内容について対応した。	R6.9.12
27	建設局	公園緑地課	自主事業としての自動販売機の設置について 姫路市は、自動販売機の設置について、他の自主事業と同様に、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」に基づいて、姫路市との間で合意した自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書を提出させる必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、令和4年11月から対応済である。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について					
-------	---------------------------------------	--	--	--	--	--

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
28	建設局	公園緑地課	公園内行為許可申請書について 公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、桜山公園の指定管理者に対し、宛先を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、令和6年2月から対応済である。	R6.5.8
29	建設局	公園緑地課	公園内行為許可申請書について 公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、指定管理者に対し、発行者を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、令和6年2月から対応済である。	R6.5.8
30	建設局	公園緑地課	使用料の減免申請書について 公園緑地課は、桜山公園の指定管理者業務仕様書の規定を見直し、「公園使用料減免申請書のあて名は、姫路市長とすること」とする必要がある。	措置済	次回更新時に向けて、ご指摘のとおり仕様書を変更した。。	R6.9.12
31	建設局	公園緑地課	自主事業に関する仕様書の記載内容について 公園緑地課は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の11及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の16に、指定期間途中で提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めを入れる必要がある。	措置済	次回更新時に向けて、ご指摘のとおり仕様書を変更した。	R6.9.12
32	総務局	行政経営課	自主事業に関する仕様書の記載内容について 姫路市が、【様式例】1(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16 自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する」旨を追加する必要がある。	措置済	【様式例】1(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16 自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の承認、不承認及び条件等を指示する」旨を追加した。 上記修正を行った上で、令和6年2月15日付で当該修正内容を指定管理者制度導入施設所管課に通知した。	R6.4.10
33	建設局	公園緑地課	自主事業に関する仕様書の記載内容について 姫路市が、【様式例】1(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16 自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する」旨を追加する必要がある。	措置済	令和6年2月に行政経営課により改定済。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
34	建設局	公園緑地課	自主事業実施報告について 公園緑地課は、指定管理者に対し、まず仕様書に従って自主事業についての報告書を提出させる必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、自主事業についての報告書を提出させる。	R6.5.8
35	建設局	公園緑地課	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)（所在不明の備品） 公園緑地課は、姫路市の備品を適切に管理するよう指定管理者に指示する必要がある。	措置済	ご指摘のあった備品については、その後の調査により別場所において保管されていたことを確認したが、今後適切な管理を行うよう指定管理者に指示した。	R6.5.8
36	建設局	公園緑地課	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)（実態不明の物品） 公園緑地課は、指定管理者とともに、北山管理棟に保管されている3台のスライド映写機について、誰の所有物であるかを始めとする実態を調査し、当該調査の結果に従って適切な取り扱いを行う必要がある。	措置済	調査したところ所有は姫路市であることが判明したため、ご指摘のとおり適切に管理している。	R6.9.12
37	建設局	公園緑地課	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)（所定の事務処理を行うべき物品について） 公園緑地課は、一部の物品について、指定管理者に姫路市の物品に関する所定の事務処理を行うよう指示する必要がある。	措置済	ご指摘のとおり指定管理者に対し、備品台帳に登録のある備品には備品番号を表示し、登録のない備品は備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消するよう指示した。	R6.5.8
38	建設局	公園整備課	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて 公園管理作業を委託するにあたっては作業範囲を正しく記載する必要がある。	措置済	ご指摘のとおり、令和5年度発注分で修正済である。	R6.5.8
39	建設局	公園整備課	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて 契約金額の変更が不要であっても、業務範囲の修正が必要な場合においては、変更契約を締結する必要がある。	措置済	契約金額の変更が不要であっても、業務範囲の修正が必要な場合は、変更契約を締結するように改善する。	R6.5.8
40	建設局	公園整備課	入札経過調書の記載について 入札書比較金額は消費税抜きの金額で記載することについて、調書起票担当者に周知するとともに、承認者は決定金額又は落札価格、予定価格、入札書比較金額のチェックを行い、誤りがないかどうかの確認を行う必要がある。	措置済	入札書比較金額は消費税抜きの金額で記載し、ご指摘のとおり確認するよう改善した。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
41	観光経済局	姫路城総合管理室	再委託の事前承諾について（その1） 砥堀本町線西側歩道樹木剪定業務において再委託をおこなっているにも関わらず、書面による事前の承諾を得ていなかった。業務委託契約約款及び仕様書に基づき、警備を同社に委託する場合は事前に文書で承諾を得るように契約者を指導する必要がある。	措置済	指摘後、受託者に再委託申出書を提出させ、再委託の承諾を行った。	R6.5.10
42	観光経済局	姫路城総合管理室	再委託の事前承諾について（その2） 西部中濠石垣草木除去清掃・南勢隠門石垣草木伐採業務委託に再委託をおこなっているにも関わらず、再委託申請がなされていなかった。	措置済	指摘後、受託者に再委託申出書を提出させ、再委託の承諾を行った。	R6.5.10
43	観光経済局	姫路城総合管理室	業務日誌の記載について 三九公園清掃除草業務委託の施設外就労実施報告書の一部において従事者欄及び職員欄の氏名にチェックマークが付けられておらず、使用袋数欄の記入がなされていなかった。姫路市としては履行確認時に確実にチェックを行い、適切な履行確認を行う必要がある。	措置済	指摘後、受託者に2022年4月27日の報告書を提出させ、履行確認を行った。	R6.5.10
44	観光経済局	姫路城総合管理室	自主事業に関する事業計画に係る指示書について 指定管理者施設である好古園事業の指定管理者が提出した姫路城西屋敷跡庭園好古園自主事業に関する事業計画書に対して、自主事業に関する事業計画に係る指示書には許可した主体及び日付の記載が欠落している。同指示書の発行に当たっては、指示した所管課決裁者及び日付を記載する必要がある。	措置済	指示書の標準様式の改正に伴い、日付を記載するとともに、市長名による指示書の発行に改めた。	R6.5.10
45	観光経済局	姫路城管理事務所	勤務実績表について 姫路城建造物清掃業務において、委託業務進捗届と清掃勤務予定表が出されているが、実績表とのことである。業務の履行の状況にあたり、予定表ではなく清掃勤務実績表として提出するように求めるべきである。	措置済	1か月間の履行状況について、「清掃勤務実績表」として提出するように改めた。	R6.5.10
46	観光経済局	姫路城管理事務所	仕様書の記載内容について 姫路城建造物清掃業務の仕様書の「5 提出書類(1)着手届・事業計画書」において、『ただし、本仕様書中「4 対象業務 (2)業務実施にあたり、・・・」』と記載がしている。しかしながら、同仕様書は「4 対象業務 イ 業務内容」となっており、整合していない。仕様書は慎重に作成する必要がある。	措置済	令和6年度の同業務の仕様書において、指摘のあった箇所を修正した。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
47	観光経済局	姫路城管理事務所	清掃箇所一覧表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城建造物清掃の契約書類には清掃箇所一覧表は綴じ込まれていなかった。清掃箇所一覧表には、清掃箇所及び清掃頻度が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。	措置済	令和6年度の同業務の契約書類に、清掃箇所一覧表を綴じ込んだ。	R6.5.10
48	観光経済局	姫路城管理事務所	機器明細表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城券売機保守業務委託仕様書別紙の機器明細表が契約書に綴じられていない。機器明細表には保守対象となる機器名が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。	措置済	令和6年度の同業務の契約書類に、機器明細表を綴じ込んだ。	R6.5.10
49	観光経済局	姫路城管理事務所	履行確認書類について 姫路城建造物清掃業務は、提出物は業務委託契約約款にある委託業務完了報告書ではなく、委託者は委託業務進捗届及び姫路城清掃勤務予定表を姫路市に提出して履行確認を行っている。所管課に確認したところ、表題は予定表となっているものの清掃実績表となっているとのことであった。提出物の名称を業務委託契約約款の文言と整合性をとるとともに実績として提出される「姫路城清掃勤務予定表」の名称を変更するよう指導する必要がある。	措置済	監査結果の指摘以降、委託業務完了報告書と清掃勤務実績表を提出してもらうように改めた。	R6.5.10
50	観光経済局	姫路城管理事務所	委託業務完了報告書について 姫路城運営事務所機械警備業務委託契約約款の第10条（完了報告）において、「委託業務が完了時に委託業務完了報告書することになっている。しかしながら、実際の運用は、四半期の支払ごとに委託業務進捗届が提出され、支払いがなされている。支払い回数は重要な契約項目であるので、契約約款との整合性をとる必要があり、契約約款にない委託業務進捗届という名称についても、契約約款との整合性をとる必要がある。	措置済	契約約款について、完了報告の提出を四半期ごとの支払いに対応するように改めた。また、指摘以降、委託業務完了届に名称を改め提出してもらうことにした。	R6.5.10
51	観光経済局	姫路城管理事務所	委託業務完了報告書について 年度末に提出された第4四半期の委託業務進捗届は第4期分にもかかわらず、「第3期の業務が完了したことを報告します。」となっている。業務の完了報告の確認にあたっては慎重に行う必要がある。	措置済	ご指摘のとおり単純な確認ミスであるため、完了報告の確認の際、複数人で確認することを改めて徹底し、単純ミスがないようにしていく。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
52	観光経済局	姫路城管理事務所	委託業務進捗届について 姫路城建造物清掃業務の仕様書では、業務委託契約約款では、第10条1項において、「乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。」となっているが、提出されたものは、委託業務進捗届となっており、また、完了欄に日付がない。仕様書との整合性を図るため、毎月の委託業務進捗届の表記を月次の「委託業務完了届」とし、現状の記載内容を維持するならば、「完了」欄には当該月の完了日の記載を求めるべきである。	措置済	毎月の提出物の表題を、契約約款に記載のある委託業務完了届に改めた。	R6.5.10
53	観光経済局	姫路城管理事務所	年間管理工程表の契約書添付について 千姫ぼたん園管理業務の年間管理工程表が契約書に綴じ込まれていない。年間管理工程表には作業内容、実施時期及び実施回数が記載されており、これなくしては業務ができないものとなっているので、年間管理工程表を契約書に綴じ込む必要がある。	措置済	令和6年度の同業務の契約書類に、年間行程表を綴じ込んだ。	R6.5.10
54	観光経済局	姫路城管理事務所	完了報告書について 姫路城自家用電気工作物保安管理業務委託において、四半期ごとに提出された書類は、第1期から第3期までは「委託業務進捗届」となっており、契約約款にある委託業務完了報告書とはなっていない。また、完了日付の記載がない。四半期ごとに提出を受ける書類の名称は業務委託契約約款と統一する必要がある。	措置済	書類の名称を業務委託契約約款に統一し、「委託業務完了報告書」にした。	R6.5.10
55	観光経済局	姫路城管理事務所	履行確認資料について 千姫ぼたん園管理業務契約の仕様書において、作業項目の写真(日付必要)の提出することになっているが、提出された「工事用アルバム」綴りには、表紙及び掲載写真にすべて日付がない。業務の履行確認にあたっては、仕様書において明記した項目は確実に確認する必要がある。	措置済	指摘以降、仕様書に記載されている事項を盛り込んだ写真を提出してもらうようにした。	R6.5.10
56	観光経済局	動物園	遊戯施設の券売機設置部分の使用許可について 遊戯施設の券売機を設置している部分について、使用許可申請書の図面に記載がなかったため、使用許可の範囲に含めていることを図面に記載して明確にしたうえで、条例に従い使用料を徴収するか、減免事由がある場合は減免扱いとして取り扱うべきである。	措置予定	指摘のあった券売機は早期に使用を中止することとし、新たに行政財産使用許可区域内に券売機を設置する方向で協議中である。	R6.5.10
57	観光経済局	動物園	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 遊具業者に対して使用許可を出す際には、一定額以上の補償がある保険に加入していることを条件にしたうえで、資料を提出させて保険の内容を確認しておくべきである。	措置予定	今年度については時期的に保険加入要件を条件化することができなかったため、各社が加入する保険証書等を提出させ、適切な内容のものに加入されていることを確認している。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
58	観光経済局	動物園	遊戯施設の営業主体の明記について 姫路市が遊戯施設の営業主体であると誤認されないように、営業主体が遊具業者であることを遊戯施設の入り口に掲示するなどして利用者に明示しておくべきである。	措置済	各遊具前に管理運営する業者名を掲示した。	R6.5.10
59	観光経済局	動物園	薬品管理について 動物に処方する薬品について、薬品台帳上の残量と実際の在庫に差異がある、台帳への記録がされていない、台帳上の残量が不明となっているなど、管理が不適切であった。定期的に残量確認を行い、薬品台帳への記録方法に関するルール作りと職員への周知徹底が必要である。	措置済	病院内を整理整頓、在庫確認、不要薬品の廃棄、管理台帳の見直しを行い、全ての薬品を適切に管理できるよう事務を改めた。	R6.5.10
60	観光経済局	動物園	出改札等業務委託契約の名札の着用について 仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。	措置済	業者名の記載のある制服や名札の着用を指導した。	R6.5.10
61	観光経済局	動物園	出改札等業務委託契約の業務完了報告書の誤記について 委託業務完了届に誤記があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。	措置済	委託業者に業務完了報告書等を提出する際には、日付等の誤記がないようチェックするように指導した。	R6.5.10
62	観光経済局	スポーツ振興室	建築物環境衛生管理の年間計画について 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を作成して姫路市の承認を得ることとされているが、令和3年度（協定期間の初年度）及び令和4年度については、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	措置済	指摘後速やかに指定管理者に提出を求め、当該計画書を受理した。加えて、年度毎に必ず提出するよう指導を行った。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
63	観光経済局	スポーツ振興室	警備計画書について 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和3年度（協定期間の初年度）及び令和4年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	措置済	指摘後速やかに指定管理者に提出を求め、当該計画書を受理した。加えて、年度毎に必ず提出するよう指導を行った。	R6.5.10
64	観光経済局	スポーツ振興室	領収書の連番管理について 領収書に管理番号（通し番号）が付されておらず、連番管理がなされていなかったため、今後は、領収書に管理番号（通し番号）を付すよう委託者に指導する必要がある。	措置済	委託業者に管理番号を付すよう指導し、実施を確認した。	R6.5.10
65	観光経済局	平和資料館	姫路市平和資料館条例施行規則第11条について 姫路市平和資料館条例施行規則第1項に観覧料又は使用料を減免することができる場合及び金額が第1号から第7号までしか規定されていないにもかかわらず、第2項での必要な書類の規定は、第1号から第8号となっており、明らかに不整合であるため、早急に修正する必要がある。	措置予定	R6年度中に規則改正予定。	R6.5.10
66	観光経済局	平和資料館	観覧料について（2階の多目的展示室のみを観覧する場合の観覧料について） 平和資料館には、常設展示室と多目的展示室がある。姫路市平和資料館条例第4条で観覧料が規定されているが、常設展示室の観覧のみ適用されており、多目的展示室の観覧には適用がない。姫路市平和資料館条例第4条の観覧料を、常設展示室の観覧料のみとする拡大解釈をすべきではない。	措置予定	条例第4条の観覧料の規定において、対象が常設展示室のみであることが明確にわかるよう、R6年度中に条例改正予定。	R6.5.10
67	観光経済局	水族館	潜水清掃業務委託契約の業務完了届の不備について 委託業務完了届に記載漏れや誤記などの不備があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。	措置済	委託業務完了届に記載漏れや誤記などの不備を解消させ、今後、委託業務完了届の提出を受けた場合は完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるようにする。	R6.5.10
68	観光経済局	水族館	潜水清掃業務委託契約の潜水土免許保有の確認について 仕様書では、潜水土免許の保有が必要資格となっているため、委託業者から潜水土免許の写しの提出を求めるなどして、有資格者であることを事前に確認するべきである。	措置済	委託業者に対し、作業員の潜水土免許の写しの提出を求め、有資格者であることを確認した。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
69	観光経済局	水族館	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について 委託業務完了届に、記載漏れや誤記が散見されたため、業者に対し、不備のないものを提出するよう指導を徹底するべきである。	措置済	委託業務完了届の記載漏れや誤記を修正させるとともに、業務完了届の提出は、不備のないものとするよう、委託業者に対し指導を徹底した。	R6.5.10
70	観光経済局	水族館	施設保守及び飼育補助業務委託契約の契約形態について 水族館の職員の補助係として、職員が都度指揮命令する必要がある「一般作業」という業務を委託業者の従事者に行わせているのであれば、業務委託という契約形態にならないため、仕様書で業務を具体的に特定するか、契約形態自体の見直しを検討する必要がある。	措置済	仕様書で業務を具体的に特定するようにした。	R6.5.10
71	観光経済局	水族館	施設保守及び飼育補助業務委託契約の業務従事者の名簿について 仕様書に従い、業務従事者の氏名、年齢、住所を名簿などの提出を求めるべきである。	措置済	委託業者から、業務従事者の名簿などを提出いただいた。	R6.5.10
72	観光経済局	水族館	窓口受付案内業務及び入館料等徴収業務委託の制服・名札の記載について 仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。	措置済	仕様書のとおり、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするように委託業者に指導し、名札に記載するようにした。	R6.5.10
73	観光経済局	水族館	入場券の管理について 水族館の入場券には、連番を付して管理する必要がある。	措置済	入場券に連番を付したうえで、受払残高簿を作成して管理するようにした。	R6.5.10
74	観光経済局	水族館	書籍の残高管理について 書籍について、帳簿残高と実在庫に差異が生じていた。有償刊行物については年2回程度の定期的な実地棚卸が必要であり、特に年度末には必ず棚卸し記録を残すべきである。	措置済	有償刊行物の在庫管理について、書籍払出または記帳に問題があったため、なぜ、差異が生じたのかの原因を調査した。（刊行物を製作した際に発生した余剰分であった。） また、有償刊行物については年2回の定期的な実地棚卸が必要であり、特に年度末には必ず棚卸し記録を残すようにする。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
75	観光経済局	水族館	薬品管理について 近年全く使用していない薬品があり、中には劇薬に分類されるが、処分費用が高額となるため処分できていないものがある。不要な劇薬等を保管することは紛失等のリスクを伴うため、早急に処分すべきである。	措置済	不要な劇薬等を早急に処分した。	R6.5.10
76	観光経済局	水族館	薬品管理について 薬品の残量確認を定期的に行っていないため、年度末には棚卸を実施し、その記録を残す必要があるほか、帳簿残高と実施棚卸残高に大きな差がある場合は、その差異の原因を調査すべきである。	措置済	薬品の残量の確認を定期的に行い、年度末には棚卸を実施し、その記録を残すようにした。さらに帳簿残高と実施棚卸残高に大きな差がある場合はその差異の原因を調査する。	R6.5.10
77	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	モノレール展示室警備業務委託契約の提出書類について 仕様書に従い、委託業者に対して、委託業者に警備員の経歴書、資格者証の写し、雇用関係証明書類などの提出を求めるべきである。	措置済	委託業者に対して、委託業者に警備員の経歴書等の書類の提出を求め受理した。	R6.5.10
78	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	使用許可申請書の減免申請欄について 使用料が減免されているにもかかわらず減免申請欄のチェックが漏れているものがあった。減免申請はどの減免事由に該当するかが重要であるため書類上明確にするべきであり、書類に不備がないよう精査に努める必要がある。	措置済	使用料減免申請欄のチェックが漏れないよう複数人でのチェックに努める。	R6.5.10
79	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	多目的ホール等の割増使用料について（その1） 使用許可申請書には、使用区分として「営利事業」「非営利事業」をチェックする項目しかなく、姫路市立公園条例上の割増使用料を加算する事由と一致していないため、条例上の加算事由と一致するチェック項目を設けることが必要である。	措置済	令和6年度から使用している新様式にて「入場料、商品の展示・販売」の文言を入れた。	R6.5.10
80	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	多目的ホール等の割増使用料について（その2） 姫路市公園条例をそのまま適用すれば、営利事業か非営利事業かに関わらず、外形的に「入場料その他これに類する料金」を徴収していると判断できる場合には、一律に割増使用料を加算すべきであって、現在の運営基準は条例の規定と整合していない。割増使用料の加算の運営基準について、見直す必要がある。	措置予定	「入場料その他これに類する料金」を徴収している場合でも、施設の設置目的である一般利用者の使用を妨げないよう同好団体等が必要経費を徴収している場合を除く規定を加えるなど条例の改正を含めて運営基準を見直す。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
81	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	使用料の領収証の書き損じの処理について 書き損じた領収証については、バツ印などをつけて書き損じであることを明らかにしておく必要がある。	措置済	書き損じた領収証については、バツ印などをつけて書き損じであることを明らかにする。	R6.5.10
82	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	仕様書の規定の根拠規則番号誤りについて 姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書の入園料の減免にかかわる規則の引用条文が誤っているので、訂正する必要がある。	措置済	仕様書の引用条文を訂正した。	R6.5.10
83	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	市長が特別の理由があると認めるときの減免に係る決裁について 手柄山温室植物園条例施行規則によれば、市長が特別の理由があると認めるときは、相当額を減免できるとされている。当該減免事由を含む減免事務全般は、指定管理者に対し、「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を提示することにより、実行されているが、当該減免基準は現在の担当者には引き継がれておらず、所管課に提出を求めても、直ちには提出できない状態であった。 その後の調査によると、入園料減免基準の平成18年4月の改正に係る決裁が確認できたが、指定管理者に提示された「減免対象者一覧」とは一部合致していない。最新の改正について決裁を受けていないのであれば、決裁手続を実施する必要がある。 （なお、決裁を受けていたのであれば、最新の入園料減免基準が現在の担当者に引き継がれるよう改善する必要がある。）	措置予定	減免基準を整理し、7月を目途に決裁を受ける。	R6.5.10
84	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所（温室植物園）	清掃について定期作業の業務報告書について 手柄山温室植物園の指定管理者から提出された事業報告書及び月例報告に含まれる清掃業務（定期作業）報告書と作業日誌の記録を照合した結果、不一致が3日間あり、年2回の定期作業が当初の計画書とは異なる年度末の2月と3月にまとめて実施したという報告になっていた。清掃業務（定期作業）報告書は、不正確かつ不適切な内容であったため、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	措置済	正確かつ適正な内容に修正した清掃業務報告書を提出させるとともに、今後提出する清掃業務（定期作業）報告書は、正確かつ適切な内容となるよう指定管理者に対し改善指導した。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について
-------	---------------------------------------

No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
85	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所（温室植物園）	警備計画書の提出もれについて 手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和3年度（協定期間の初年度）及び令和4年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していないので、改善指導をする必要がある。	措置済	指定管理者に令和3・4年度の警備計画書を提出させるとともに、今後は警備計画書の提出もれが無いよう指導した。	R6.5.10
86	市民局	名古屋山霊苑管理事務所	縦覧料の不徴収手続について 姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例施行規則第6条における「その他市長が特に必要と認めた者」の該当者については、決裁を受けて基準化する必要がある。	措置済	指摘事項につきましては、令和6年3月24日付で起案し、同月29日に決裁完了しました。	R6.5.8
87	市民局	名古屋山霊苑管理事務所	作業工程表の未提出について 名古屋山霊苑内低木剪定業務委託仕様書によれば、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出することになっているが、作業工程表を提出していないので、委託を受けた事業者に対し、事前に作業工程表を提出するよう指導することが必要である。	措置済	指摘事項につきましては、令和6年度より委託を受けた事業者に対し提出を徹底するよう指導しました。	R6.5.8